

## ～ 令和 7 年度の指導監査について（変更点等） ～

令和 7 年度の指導監査について、実施方針や実施方法等、令和 6 年度から大きな変更はございませんが、施設の運営に係る基準等について、以下のとおり一部変更等があり、今後の指導監査においても確認しますので、施設等運営の際の参考にしてください。

### I 社会福祉法及び施設の設備・運営基準条例の一部改正があった主な項目（※指導監査に係る部分）

#### 1. 社会福祉法人 ※令和 7 年 6 月 1 日改正

- ・刑法の一部改正に伴う、社会福祉法の改正（社会福祉法第 40 条第 1 項第 4 号及び当該規程を準用する第 44 条第 1 項第 4 号関係）  
「～禁錮以上の刑…」 → 「～拘禁刑以上の刑…」  
評議員、理事及び監事候補者選任の際の、適格性の確認項目（文言）の変更が必要。

#### 2. 保護施設（救護施設） ※令和 7 年 4 月 1 日改正

- ・入所者の意向を踏まえた個別支援計画の作成

### II 令和 6 年度で経過措置が終了した項目

#### 1. 障害者支援施設

##### 地域連携推進会議の開催等

- ・利用者及びその家族、地域の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者、市の担当者等により構成される地域連携推進会議の開催（おおむね 1 年に 1 回以上）
- ・地域連携推進会議における事業の運営状況の報告、必要な要望・助言等の聴取
- ・報告、要望・助言等の内容の記録及び公表
- ・地域連携推進会議構成員への施設見学の機会の確保（おおむね 1 年に 1 回以上）

※第三者評価等を実施・公表している施設は適用除外

#### 2. 老人福祉施設

##### 書面掲示規制の見直し（軽費老人ホームのみ）

- ・運営規程の概要等重要事項の施設内への書面掲示に加え、原則として法人のウェブサイトへの掲示。

※特養は介護保険施設として別途義務あり。

### III 令和 7 年度時点で経過措置が継続している項目

#### 1. 障害者支援施設

##### 地域移行等意向確認担当者の選任等（義務化 ※令和 8 年 3 月 31 日まで経過措置あり）

- ・地域移行等意向確認等に関する指針の整備
- ・地域移行等意向確認担当者の選任
- ・地域移行等意向確認等の実施（6 月に 1 回以上）

- ・地域移行等意向確認等の結果のサービス管理責任者及び施設障害福祉サービス計画作成に係る会議への報告

## 2. 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

### (1) 協力医療機関との連携体制の構築（共通）

（以下、①義務化。ただし、特別養護老人ホーム、養護老人ホームは、**令和9年3月31日まで経過措置あり、②義務化、③努力義務**）

#### ①協力医療機関の要件の新設

- ・入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ・施設から診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること
- ・入所者の病状が急変し、入院が必要な場合に原則として受け入れる体制を確保していること（病院に限る。）※特養、養護のみ  
※複数の医療機関を協力医療機関とすることで各要件を満たしても差し支えない。

#### ②入所者の病状急変時の対応等についての協力医療機関と確認、及び上記①の対応等に係る市長への届出（1年に1回以上）

#### ③入所者が協力医療機関等に入院、退院した際の再入所の対応

### (2) 介護現場の生産性の向上（特別養護老人ホーム：義務化 ※令和9年3月31日まで経過措置あり）

- ・入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催

## IV 届出の取り扱いが変更になったもの

感染症の集団発生における届出について、これまで書面により施設所管課と保健所へ届出が必要でしたが、令和7年4月より、市ホームページに掲載されている電子申請フォームによる届出ができるようになりました。

今後は、①初回報告→②終息報告の2回の届出で終了となります。また、電子申請フォームで届出されると、所管課への届出を行う必要はありません。

なお、電子申請フォームでの届出が難しい場合は、これまでの様式にてFAX送付でも可能です。